

たつの市内で事業を営む皆さまへ

～エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援～ 事業用燃料等臨時経済対策事業補助金

令和7年1月～9月のうち任意の1か月の燃料費・光熱費の合計が20万円以上の場合

燃料費・光熱費を補助します

対象経費の10分の2・上限30万円

補助金対象者

※市ホームページ等を必ずご確認ください。

- ・たつの市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する中小事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業）

対象外：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人等

- ・個人事業主のうち、事業収入（営業等・農業・不動産）が主たる収入であること。
（事業収入が、年金、給与等の合計を上回っていること。）
- ・令和7年4月1日において、市内で1年以上事業活動しており、今後も事業を継続する意思があること。

※令和7年1月以降実施の兵庫県光熱費等高騰対策一時支援金（社会福祉施設等・医療機関等）、たつの市臨時経済対策事業補助金（介護サービス事業所等・介護タクシー事業者・運送事業者等）を受けていないこと。

補助金の額

令和7年1月～9月のうち任意の1か月分の
市内の事業所にかかる燃料費・光熱費の合計
（合計20万円以上が対象）

× 2/10 =

補助金

上限30万円

※千円未満切り捨て

《対象となる燃料費・光熱費（消費税および地方消費税を除く）》

○ 燃料費 … ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代、混合油代 ※軽油引取税は含む。

○ 光熱費 … 電気代、ガス代

※ 1事業者1回限り（市内で複数店舗を営む事業者であっても、1事業者としての申請になります。）

申請・問い合わせ先

令和7年5月1日～令和7年10月31日

（予算額に達した時点で受付は終了します。）

たつの市産業部商工振興課 ☎ 0791-64-3158

申請方法など、裏面もご覧ください。

補助金申請から交付までの流れ

Q & Aなど下記URLで必ず最新の情報をご確認してから申請書を提出してください。
たつの市ホームページから検索 <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>

たつの市 事業用燃料 補助金

検索

補助金申請

令和7年10月31日まで ※当日消印有効 予算額に達した時点で受付は終了します。

- ① 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号) ※市ホームページからダウンロード可
○ 申請額の計算は、「燃料費・光熱費計算書」を活用し、申請時に併せて提出してください。
- ② 燃料費及び光熱費の支払いが確認できる書類(請求書及び領収書等)の写し
○ 書類の整理は、「貼付台紙」を活用し整理してください。
- ③ 市税の完納証明書
- ④ 直近の確定申告書類の写し
(法人) ☐ 法人税申告書別表一 ☐ 法人事業概況説明書(1, 2ページ)
☐ 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書)
(個人)
【青色申告の場合】 ☐ 確定申告書 第一表及び第二表 ☐ 所得税青色申告決算書
【白色申告の場合】 ☐ 確定申告書 第一表及び第二表 ☐ 収支内訳書
【確定申告の義務のない場合】 ☐ 市県民税申告書 ☐ 収支内訳書
※青色申告決算書または収支内訳書の経費において、光熱費もしくは燃料費またはその両方を計上している必要があります。
- ⑤ 市内における継続的な事業活動がわかる書類
(法人) ☐ 履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
(個人) ☐ 開業届の写し、営業許可書の写し 左記がない場合は、外観写真、パンフレットなど
- ⑥ 申請者名義の通帳の表紙と見開きのページの写し(口座名義、口座番号がわかるもの)
(法人) 法人名義
(個人) 代表者名義

※申請の内容確認のため、問い合わせ、現地調査、資料(写真など)等の提出を求める場合があります。
申請書(燃料費及び光熱費の合計の計算含む。)は申請者で作成して提出してください。

審査後、市から「交付決定通知書」を発送

指定口座に入金(「交付決定通知書」記載の交付決定日から概ね4週間程度)

※入金予定はあくまで目安です。状況により変動しますのであらかじめご了承ください。

申請書の提出方法

- 窓口へ提出する場合
申請書類等一式を封筒に入れて、窓口へ提出してください。
《提出先》 たつの市産業部商工振興課(市役所本館3階)
- 郵送で提出する場合(郵送料は申請者負担)
申請書類等一式を封筒に入れ、切手を貼って投函してください。
《郵送先》 〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1 たつの市産業部商工振興課